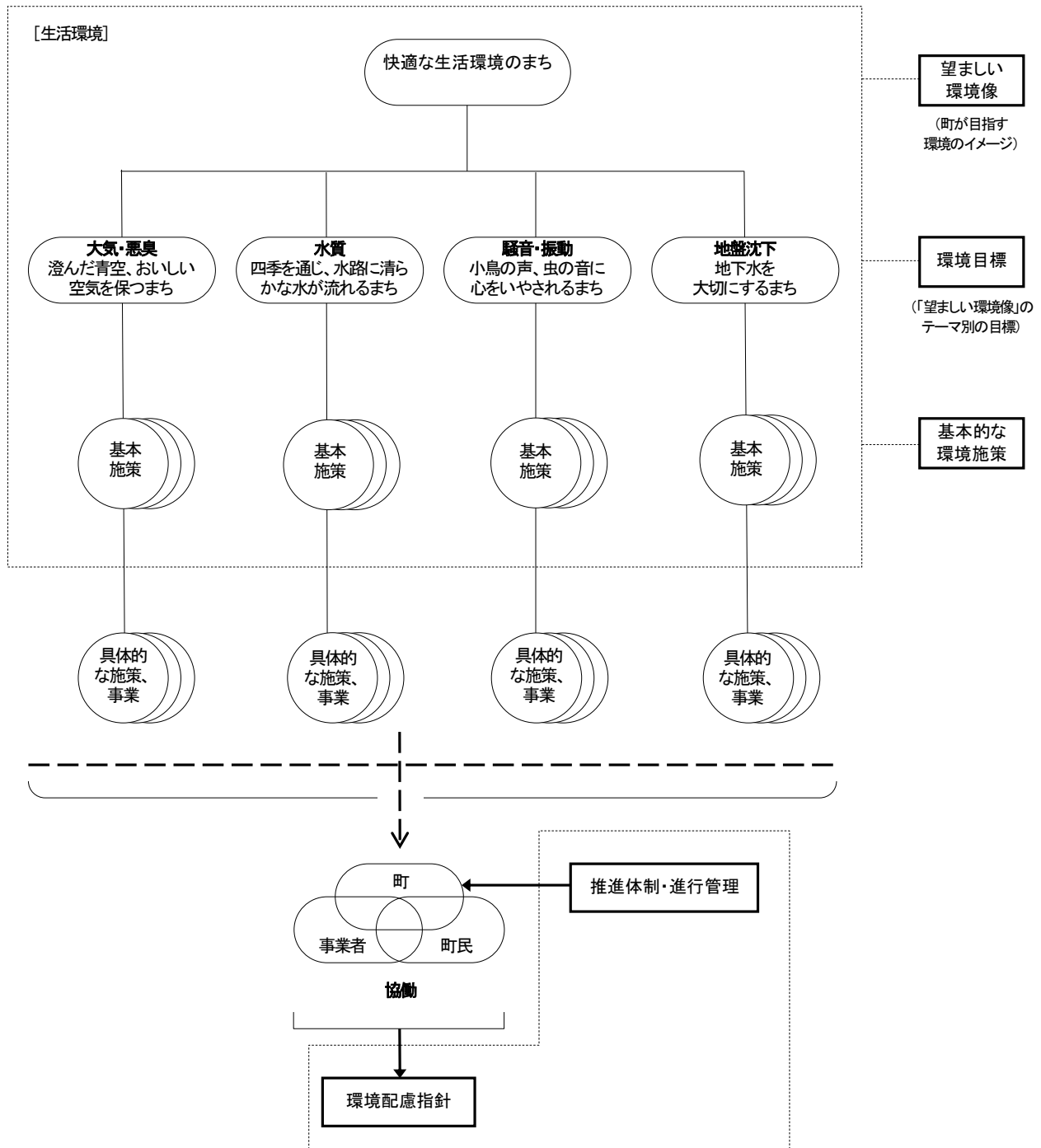


第4章 望ましい環境像、 環境目標と環境施策

第4章 望ましい環境像、環境目標と環境施策

1. 計画の全体像

第二次明和町環境基本計画の全体像を生活環境の場合を例に次に示します。



注) [] は明和町環境基本計画の範囲。

第二次環境基本計画では、近い将来の町の環境はこうであって欲しいという状態を表す「望ましい環境像」を設定し、それを実現するため「環境目標」と「基本的な環境施策」を決めます。

基本施策を、担当する各課が具体化して推進していきますが、その実行を確実にするために「推進体制」や「進行管理」の方法を決めます。

さらに、町、町民、事業者の各推進主体が環境負荷を低減していく上で望まれる行動を「環境配慮指針」として示します。

2. 望ましい環境像、環境目標と環境施策

明和町の望ましい環境像、環境目標は以下のように示しました。

本計画は、前計画の環境像、環境目標を継承し、また私たちの取り巻く環境はこの10年で急速に変化したため、今後柔軟に対応できるように具体的な環境施策の見直しを行いました。

望ましい環境像		区分	テーマ(環境目標)	基本施策	環境配慮指針
[生活環境]					
快適な生活環境のまち	大気 悪臭	澄んだ青空、おいしい空気を 保つまち	P.49	P.50	
	水質	四季を通じ、水路に 清らかな水が流れるまち	P.51	P.51	
	騒音 振動	小鳥の声、虫の音に心を いやされるまち	P.52	P.52	
	地盤沈下	地下水を大切にすまち	P.53	P.54	
[自然環境]					
自然環境を 大切にすまち	水辺環境	子どもたちが安心して 水辺に親しめるまち	P.55	P.55	
	みどり	美しい花と果実豊かな、 みどりあふれるまち	P.56	P.57	
人と地球にやさしいまち	自然との 共生	人と生き物とみどりが 共生すまち	P.59	P.59	
資源・エネルギーを 大切にすまち	資源 廃棄物	みんなで資源を有効に 利用し、ごみを減らすまち	P.60	P.61	
	エネルギー	みんなでエネルギーを有効に 利用すまち	P.62	P.62	
[参 加]					
みんなで環境を 良くすまち	環境負荷低 減への参加	みんなが環境保全に 参加すまち	P.64	P.64	
[共通テーマ]					
	教育 啓発	-	P.65	P.65	

(参照ページ)

1) 生活環境

(1) 望ましい環境像

快適な生活環境のまち

明和町は首都圏への通勤距離にあり、鉄道や東北自動車道、国道 122 号をはじめとして交通条件にも恵まれているため人口増加が続いてきましたが、近年は横ばい傾向となっています。

町の基幹産業であった農業の就業者は全就業者に占める割合が昭和 30 年の 74% から平成 22 年には 8%程度にまで激減しており、専業農家数、兼業農家数ともに減少を続けています。一方、企業の進出や首都圏への通勤者の流入などにともない、第三次産業の就業者は着実に増加しており、町ではかなりの速度で都市化が進行しています。

都市化の進行とともに町民の生活スタイルも変化しました。自動車や家電製品、使い捨て商品などが増え、暮らしは便利で豊かになりましたが、身の回りの環境問題は増加傾向にあり、快適な環境に対するニーズも高まっています。

そのため、大気や水がきれいで静かな生活環境のまちが望まれます。

(2) 環境目標と環境施策

— 快適で住みよい生活環境のために —

公害のない快適で住みよい生活環境を目指し、町民のニーズの強い「大気・悪臭」、「水質」、「騒音・振動」、「地盤沈下」に環境目標を設定しました。

a) 大気・悪臭

(a) 環境目標

澄んだ青空、おいしい空気を保つまち

町では大気環境基準は概ね満たされていますが、焼却による煙などに対する苦情は少なくありません。

私たちは、澄んだ青空のもと、おいしい空気の中で、煙や嫌な臭いに悩まされない快適な暮らしのできるまちを目指します。

(b) 町の基本施策

基本施策	施策の内容
大気測定の充実	<ul style="list-style-type: none">● 一般環境大気（微小粒子状物質（PM2.5）を含む）を常時監視します。（群馬県）● ダイオキシン類の測定を定期的実施します。● 空間放射線量を測定して町民の安全を確保します。

自動車排ガス低減対策及び ノーマイカー運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 公用車に低公害車（エコカー）を積極的に導入します。 ● 町民の低公害車利用を促す啓発を推進し、導入支援を継続して行います。 ● エコドライブ、エコ整備の啓発を推進します。 ● 徒歩や自転車・公共交通機関の積極的利用の推進で、自動車排ガス低減を図り、かつ町民の健康増進に寄与します。 ● 歩行者の安全のため、歩道の整備を推進します。
生活環境保全協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ● 町に進出する事業者と協定を結び、地域住民の健康を保護するとともに良好な生活環境を保全します。
事業者への啓発・指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小の事業者や農家などに対し、廃棄物焼却の煙や家畜に起因する臭いなど、周囲に迷惑のかかる行為の抑制のため県と協力し、啓発・指導を強化します。
悪臭対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 野焼き禁止^(注)を啓発します。 ● 野焼きによる煙などの苦情に適切に対応し、原因者に対する指導を行います。

(注) 群馬県的生活環境を保全する条例において、どんど焼き等の伝統的習慣又は宗教上の行事に伴うものなど一部例外を除きます。

(c) 町民・事業者の環境配慮指針

町の実行する環境施策の効果を上げ環境目標を実現していくためには、町民や事業者の協力が不可欠です。

ここには、環境目標実現のために町民や事業者に望まれる行動を「環境配慮指針」としてテーマごとに具体例を示します。

この指針を参考にして、町民と事業者が日頃、身の回りの環境に配慮した行動をとることが望まれます。

町 民

- 健康増進のためなるべく歩くよう心がけます。
- 自転車やバス・鉄道の利用を心がけマイカーの利用を控えます。
- 車の購入・買替え時には低公害車（エコカー）を選ぶように努めます。
- エコドライブ（経済走行、アイドリングストップなど）を心がけます。
- 人の迷惑になる焼却（野焼き）はしません。
- 浄化槽は適正に管理し臭いが出ないようにします。

事業者

- 排出ガスの規制基準を守るだけでなく、大気環境への負荷をできるだけ低減するよう努めます。
- 業務用車両に低公害車を導入します。
- 小型焼却炉、簡易焼却炉は使用しません。
- 材料や製品の輸送はできるだけまとめて行います。
- 悪臭を発生させないように努めます。

b) 水質

(a) 環境目標

四季を通じ、水路に清らかな水が流れるまち

町内の主要河川や用水路では、水質の環境基準は概ね満たされていますが、非灌漑期には水量が減少し悪化します。

私たちは、水路をきれいにし、水質の改善と水量の確保に努め、四季を通じ、河川や用水路に澄んだ清らかな水が流れ、魚の棲めるようなまちを目指します。

(b) 町の基本施策

基本施策	施策の内容
水質調査の充実	<ul style="list-style-type: none">● 町内の主要河川・水路の水質を定期的に調査し対策の検討に役立てます。
生活環境保全協定の締結	<ul style="list-style-type: none">● 町に進出する事業者と協定を結び、地域住民の健康を保護するとともに良好な生活環境を保全します。
水質汚濁の防止	<ul style="list-style-type: none">● 事業者に対し、水質汚濁による環境汚染を防止するための指導を強化します。● 町民に対し、家庭排水による水質の汚濁を防止するための啓発と情報提供を行います。
汚水処理施設の整備推進	<ul style="list-style-type: none">● 公共下水道の整備を継続して推進します。● 供用を開始した区域では施設への接続を積極的に推進します。● 合併処理浄化槽の普及促進策として、導入支援を継続して行います。（下水道区域外）● 浄化槽の適正管理（保守点検・清掃・法定検査）を推進します。
灌漑水路の冬期水量の確保	<ul style="list-style-type: none">● 県との協働により冬期も主要水路に一定の水量を確保し、水質の改善を図ります。
苦情への対応強化	<ul style="list-style-type: none">● 県と連携しながら、水質汚濁の苦情に対応し、原因者に対する指導を行います。

(c) 町民・事業者の環境配慮指針

町 民

- 川や水路の水や水辺を汚しません。
- 川や水路の周りでは除草剤の使用を控えます。
- 台所から出る調理くず、食物残さは排水に流しません。
- 調理器・食器の油汚れなどは一度拭いてから洗います。
- 洗剤などは適量使用を守ります。
- 公共下水道へ早期に接続するとともに、下水道整備区域外では合併処理

浄化槽へ早期に切り替えます。

- 浄化槽の保守点検や清掃は定期的実施します。

事業者

- 排水基準を守るだけでなく、水質への負荷をできるだけ小さくするよう努めます。
- 工場・事業所周辺の川・水路を進んできれいに保ちます。
- 部品洗浄など水を使う工程を見直し、排水の量を減らすよう努めます。
- 工場施設の定期点検をして、適正に維持管理します。
- 町・地域の川・水路、水辺清掃活動に協力します。

c) 騒音・振動

(a) 環境目標

小鳥の声、虫の音に心をいやされるまち

町では、静けさに対する町民の満足度は高く、騒音・振動についての苦情は多くありません。

私たちは、騒音・振動に悩まされることなく、昼は小鳥の声、夜は虫の音に心をいやされるような静かなまちを目指します。

(b) 町の基本施策

基本施策	施策の内容
騒音調査の充実	● 町内の交通騒音、工場騒音を定期的に調査し対策の検討に役立っています。
生活環境保全協定の締結	● 町に進出する事業者と協定を結び、地域住民の健康を保護するとともに良好な生活環境を保全します。
事業者への啓発・指導の強化	● 事業者に対し、工場騒音、工事騒音などによる周囲への迷惑の抑制のための啓発・指導を強化します。
道路周辺環境の整備	● 緩衝緑地、街路樹、遮音施設などの整備を図ります。
発生騒音の低減対策	● 騒音の影響が著しい町道には、低騒音舗装など、発生騒音を低減する対策を講じます。
苦情への対応強化	● 騒音などの苦情への対応を適切にし、原因者に対する指導を行います。

(c) 町民・事業者の環境配慮指針

町 民

- 車の運転中、不要な警笛やアイドリング、無駄な空ふかしはしません。

- 排気音で迷惑をかけないようにマイカーには適正な整備をします。
- 車やオートバイの違法改造はしません、させません。
- 暴走行為は警察に通報します。
- テレビ、カラオケ、ピアノなどを楽しむときは、近所に配慮します。
- 掃除機や洗濯機などは低騒音タイプのものを選び、音が大きくなったら手入れします。
- 早朝や深夜の掃除・洗濯は自粛します。

事業者

- 騒音の環境基準を守るだけでなく、できるだけ低減するよう努めます。
- 従業員や取引業者には静かな運転を心がけさせます。
- 業務用車両は適正に点検・整備します。
- 工場の機械は低騒音・低振動型のものを使用します。
- 工場には必要な防音対策を講じ、規制基準を守ります。
- 工事をする場合は、低騒音・低振動型の建設機械・装置を使用し、規制基準を守ります。

d) 地盤沈下

(a) 環境目標

地下水を大切にすまち

町とその周辺は、県内でも地盤沈下の大きい地域であります。

近年、地盤沈下は地下水の汲み上げを抑えたことにより減少傾向にありますが、地下水は上水道をはじめ工業や農業に利用度が高いことから、引き続き大切に利用し、地盤沈下のないまちを目指します。

(b) 町の基本施策

基本施策	施策の内容
地下水利用と地盤沈下の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者の地下水使用量や地盤変動量を把握し、地下水の有効利用に役立てます。
地下水利用の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 上水道の水源は、表流水を利用して地下水の利用を抑制します。 ● 事業者には節水や水の循環使用、工業用水への切り替えなどによる地下水利用の削減を指導・啓発します。
地下水の涵養	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路や公共施設の舗装には透水性舗装を採用し雨水の地中への浸透を図ります。 ● 町民の雨水浸透柵設置の導入支援を継続して行います。

雨水の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設などで率先して雨水を植栽への散水やトイレの洗浄に活用します。 ● 町民・事業者に散水、園芸、防火、トイレの洗浄などへの雨水の利用を奨励します。
節水	<ul style="list-style-type: none"> ● 役場や学校などの公共施設で節水対策を実施します。 ● 町民・事業者に節水の啓発をします。

(c) 町民・事業者の環境配慮指針

町 民

- 水を大切にし、節水に努めます。
- 散水、園芸・農業用には雨水を貯留して活用に努めます。
- 雨水浸透枡を設置するなどして、地下水の涵養に努めます。
- 風呂の残り湯は洗濯や散水に活用します。
- 洗濯のすすぎ水を減らすように努めます。

事業者

- 地下水から工業用水への切り替えを図ります。
- 水の循環使用や節水に努め、地下水の汲み上げを控えます。
- 雨水や排水処理水の活用を図ります。

2) 自然環境

(1) 望ましい環境像

自然環境を大切にすまち

明和町は南に利根川、北に谷田川が流れる水と緑の豊富なまちで、肥沃な土壌、日照時間の長さなどの自然の恵みを活かして古くから米・麦の優良産地でした。近年は農業環境の変化にともない、野菜類や梨、桃、ぶどう、シクラメン、カーネーションなどの生産が行われています。

土地利用の面では、自然的土地利用、特に田畑の減少が進んでいる反面、工業用地等の都市的土地利用が増加しており、それにともない、自然環境も大きく変化しています。

水と緑、光に代表される町の豊かな自然に感謝し自然環境を大切にする、安らぎとうるおいのあるまちが望まれます。

(2) 環境目標と環境施策

— かけがえのない自然環境のために —

私たちのところに安らぎとうるおいを与えてくれる「水辺環境」と「みどり」に環境目標を設定しました。

a) 水辺環境

(a) 環境目標

子どもたちが安心して水辺に親しめるまち

近年の農業形態の変化にともない、町を縦横に走る用水路は直線化され、コンクリート護岸に覆われ、木陰もなく、水質も悪化し、生き物もいなくなり、以前のように子どもたちが安心して水辺に親しめる状態ではなくなっています。

私たちは、身近な水辺環境を見直し、子どもたちが水辺に集い、親しみ、自然を肌で感じ、生き物を慈しむところが育まれるような水辺環境のあるまちを目指します。

(b) 町の基本施策

基本施策	施策の内容
親水公園、水辺の散歩道などの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な自然と触れ合える場所として親水公園、水辺の散歩道などを整備し、人と水辺との触れ合いを創出します。
生き物が住みやすい水辺環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 冬期水量の確保に合わせて、素掘り水路を整備し魚類の呼び戻しを図ります。 ● 水路を改修する場合は、生態系を配慮した多自然型水路^(注)への転換を図ります。 ● 水路周辺での農薬・除草剤などの使用抑制を啓発・指導します。
河川・水路の清掃の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民参加による河川・水路とその周辺の清掃の一層の奨励、支援、啓発を図り、河川・水路周辺を清潔で親しみやすいところとします。
親水イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアなどとの協働により、町民、親子による水辺の環境調査、ビオトープ創出などの体験型イベントを実施し、水辺に親しむ機会を提供します。

(注) 多自然型水路 法面など緑化された自然の川らしさがある水路。水質改善を図ることが出来る。

(c) 町民・事業者の環境配慮指針

町 民

- 河川・水路やその周辺にごみを捨てません。
- 河川・水路の清掃には進んで参加します。
- 親水イベントには誘い合って参加します。
- 水辺環境保全・創出のボランティア活動に進んで参加します。
- 身近な水辺の動植物に注意を向けてみます。

事業者

- 工場・事業所の周りの水路はきれいに保つよう努めます。
- 地域の河川・水路の清掃には進んで参加します。
- 敷地内に調整池、排水処理水などを利用した水辺との触れ合い空間を造ります。
- 水辺との触れ合いをテーマとした町のイベントなどに積極的に協力します。
- 水辺との触れ合いを推進するボランティア団体の活動を支援します。

b) みどり

(a) 環境目標

美しい花と果実豊かな、みどりあふれるまち

町の基幹産業は農業で花や果実の栽培が盛んですが、田畑に比べ山林は非常に少なく町の面積の0.5%に過ぎません。もともと自然の樹木が少ない上に、農家の屋敷林も生活様式の変化にともない激減し、自然のみどりは非常に少なくなっていました。その結果、身近な動植物相は単調になり、日頃、子どもたちが豊かな緑やそこに生息する生き物たちと触れ合うことが難しくなっています。

私たちは、残り少なくなった自然のみどりを守り、かつてあった自然を再生・創出し、子どもたちに残していくことに努めます。

(b) 町の基本施策

基本施策	施策の内容
緑化条例の制定	● 緑化に関する条例を制定し、町のみどりに対する姿勢と決意を明確にします。
緑の基本計画の策定	● 公園・緑地・緑道などの緑の適正配置、緑のネットワーク形成、緑の保全や緑化などについての総合的な計画を町民の意思を反映させて策定し、推進します。
公園、緑地、緑道などの整備・改善	● 公園、緑地、緑道などを身近なみどりに触れ合える場として整備・改善します。
街路樹の整備	● 街路樹の整備を推進します。
身近な緑の保全・再生・創出	● 屋敷林、社寺林など、残された身近な緑を把握し、保全を図ります。 ● 身近に里山的環境を再生・創出します。 ● 耕作放棄地などの活用を検討します。
町の施設、公共用地の緑化	● 町の施設や公共用地を率先して緑化します。

個人住宅・事業所などの緑化の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人住宅・事業所などの生垣、庭、壁（グリーンカーテン）などの緑化を奨励します。
緑化、植林イベントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑化、植林などの体験型イベントを実施し、緑の創出を図るとともに、みどりを愛護するところを育てるよう努めます。 ● 広報などを通じ、みどりの保全と創出の意識啓発を図ります。
町の花、果物の展示即売会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 町で生産されている花や果物などの展示即売会を推進し、町の特産品の周知と普及、産業の振興を図ります。
みどりの大切さの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● セミナーの開催、町の広報紙の活用などを通じて、自然のみどりを大切にし野生生物を守るところを育みます。 ● ボランティアなどとの協働により、定期的に植物観察会、自然観察会などを開きます。

(c) 町民・事業者の環境配慮指針

町 民

- 野生の植物を大切にします。
- 地域の生態系に有害な移入植物は進んで除去します。
- 庭にはなるべく樹木や草花（できれば地域の種）を植えます。
- 身近な緑を大切にします。
- 所有する雑木林や古木はなるべく切らないで残すようにします。
- 塀や柵はなるべく生垣にします。
- グリーンカーテンを実践します。
- 町や地域の緑化に協力します。
- 緑化や植林などのイベントに進んで参加します。
- 自然観察会や自然環境調査に進んで参加します。
- 身近な草花を観察し名前を調べてみます。

事業者

- 事業所や工場敷地内の緑化に努めます。
- 町や地域の緑化に協力します。
- 緑化や植林などのイベントに進んで協力します。
- ボランティア団体の活動を支援します。

3) 地球環境

(1) 望ましい環境像

人と地球にやさしいまち

森林や野生生物種の減少、砂漠化などの地球環境問題は別世界のことのようには思われるかもしれませんが、人類を支えている生態系の破壊は身近なところでも急速に進行しています。人は一人では生きていけないように、人類も生態系を離れては生きていきません。

生態系にこれ以上の負担をかけないように、人と地球にやさしい自然と共生するまちが望まれます。

資源・エネルギーを大切にすまち

私たちの日常生活や経済活動にとって資源やエネルギーは欠くことのできないものですが、地球の資源には限りがあります。石油は、このままいくと枯渇すると言われていています。

また、これらの資源・エネルギーの大量消費は地球温暖化の原因にもなっています。

私たちはこれまでの価値観や生活のスタイルを見直し、暮らしや社会を資源循環型に変えていかねばなりません。

大切な資源やエネルギーを次の世代に引き継いでいけるよう有効に利用していくことが望まれます。

(2) 環境目標と環境施策

— いつまでも豊かな地球環境のために —

身近なテーマであり、地球環境問題の重要なテーマでもある「自然との共生」、「資源・廃棄物」、「エネルギー」に環境目標を設定しました。

a) 自然との共生

(a) 環境目標

人と生き物とみどりが共生するまち

人は野生生物と空気、水、土壌、太陽光が複雑、微妙に関係しあって成り立つ生態系の頂点に位置し、自然の生き物やみどりとは密接に結びついています。

今、地球規模で野生生物種の減少が加速しており、身の回りでもかつて水辺にたくさんいたメダカなどの絶滅が心配されています。

生態系はひとたびバランスが崩れると元には戻らないか、戻るにしても長い年月がかかります。

私たちは、生態系がこれ以上崩れないよう、自然の生き物やみどりを大切に育み、人と自然が共生するまちを目指します。

(b) 町の基本施策

基本施策	施策の内容
地球に優しい公共工事の推進	● 環境負荷の少ない公共工事、生態系に配慮した公共工事の推進に努めます。
環境に優しい農業の支援	● 自然と生産が調和した農業、環境に優しい農村環境整備の推進を支援します。 ● 農薬や化学肥料の使用を控えるなど、環境保全型農業 ^(注1) の普及・啓発を図ります。
ビオトープの活用	● 地域住民、学校及び事業者などとの協働により、ビオトープ ^(注2) の維持管理及び観察などを通じ生態系への理解を深めます。
残すべき自然の選定と保全	● 調査に基づき将来に残すべき町の自然を選定し、保全します。
二酸化炭素の排出量削減	● 公共施設においては、地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を策定し、実践します。 ● 町民の低公害車利用を促す啓発を推進し、導入支援を継続して行います。（再掲：テーマ大気・悪臭50ページ） ● 町民などへ環境家計簿の取り組みを啓発します。 ● 町民へマイバッグキャンペーン参加を啓発します。

(注1) 環境保全型農業：農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しながら、土づくりなどを通じて化学肥料や農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した農業。

(注2) ビオトープ：地域の野生動植物が生息・生育できる環境条件を備えた一定の空間のこと。

(c) 町民・事業者の環境配慮指針

町 民

- ペットは責任を持って飼育し、ふんは必ず始末します。
- 殺虫剤や農薬の使用を控えます。
- 低農薬農産物や有機肥料農産物を購入するよう努めます。
- 野生の動植物や生態系に関する正しい知識を身につけるよう努めます。
- 希少動植物や外国産の珍しいペットは所有しません。
- 家に植栽や野鳥などの生息場所を確保するよう努めます。
- 動植物調査、植栽活動、河川浄化活動など参加してみます。
- 自然保護活動に参加してみます。
- 環境家計簿をつけて二酸化炭素排出量削減に努めます。
- マイバッグキャンペーンに参加し二酸化炭素排出量削減に努めます。

事業者

- 敷地内や周辺の自然環境の保全に努めます。

- 事業や土地利用に当たっては事前に自然環境への影響を検討し、その保全に十分配慮します。
- 農薬や除草剤、化学肥料の使用量をできるだけ少なくします。
- 畜産ふん尿の堆肥化を進め農地に還元するよう努めます。
- 製品や作物についての環境情報を進んで提供（表示）します。
- 製品や作物について、製造や生産の履歴が追跡できるようにします。
- マイバッグキャンペーンに協力します。

b) 資源・廃棄物

(a) 環境目標

みんなで資源を有効に利用し、ごみを減らすまち

今日、資源の有限性は認識されており、もはや大量消費、大量廃棄の時代ではないことは良く知られています。

地球の資源を私たちの世代で使い切らずに次の世代に引き継ぐために、私たちは資源の効率的活用、再使用に努めるとともに、ごみの減量化、再資源化にも努め、みんなで資源を大切にし、ごみを減らすまちを目指します。

(b) 町の基本施策

基本施策	施策の内容
一般廃棄物処理基本計画の実践	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの減量化、資源の再利用に努め、循環型社会を目指します。
リサイクルシステムの確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 西部地区の資源ごみ回収施設の設置整備及び分別収集品目の拡大を検討します。 ● 生ごみの堆肥化や剪定枝のチップ化など有機性資源の有効利用を推進します。 ● ごみ資源再利用運動を実施する団体を支援します。 ● フリーマーケットの開催やリサイクルショップの活用を推進し、リサイクルシステムの確立を図ります。
ごみの分別徹底及び減量化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源ごみ回収施設（もったいない館等）の運営、ごみ分別の徹底、ごみ分別意識の啓発、ごみ出しルールの周知徹底などを推進します。 ● 3R運動^(注1)の普及啓発、ごみ減量化器具の購入支援、ごみ減量意識の啓発などを促進します。 ● 詰替え商品や簡易包装の利用を推進します。 ● 町民へマイバッグキャンペーン参加を啓発します。（再掲：自然との共生59ページ） ● 減量化意識の向上を目的とした環境学習を実施

	<p>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1市2町（館林・板倉・明和）による広域ごみ処理施設整備共同事業の推進 平成29年度稼働に向けて整備を行います。 館林：熱回収施設（焼却処理） 板倉：リサイクルセンター（破碎処理） 明和：最終処分場（埋立処理）
ごみ処理施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● グリーン購入^(注2)方針を策定し、環境負荷の少ない製品の優先購入を促進します。 ● 町民・事業者へのグリーン購入の普及・啓発、環境に優しい消費者運動の推進などを図ります。
グリーン購入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃料の効率的利用、紙の使用量削減、再生品の利用など、率先して資源の有効利用に努めます。 ● 町民・事業者に資源有効利用の普及・啓発を図ります。
資源の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設副産物の再利用、再生資材の利用、下水汚泥の堆肥化・農地還元などを図ります。
廃棄物の再生利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視パトロールの強化、不法投棄防止啓発活動の推進、モラル・意識向上の啓発促進などを図ります。
ごみ不法投棄対策の強化	

(注1) 3R運動：リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を推進する運動。
(注2) グリーン購入：市場に供給される製品・サービスの中から環境負荷が少ないものを優先的に購入すること。

(c) 町民・事業者の環境配慮指針

町 民

- 過剰包装品は買わないようにします。
- 使い捨て商品はなるべく買わないようにします。
- リターナブル容器^(注1)入り商品、詰替え商品を利用するようにします。
- 買い物は必要以上にはしません。
- リサイクル品を進んで利用します。
- マイバッグを活用します。（マイバッグキャンペーン参加）
- 食材は無駄なく活用します。
- ものを大切に使い、修理できるものは修理して使います。
- コンポスト^(注2)などを活用し生ごみの減量を図ります。
- ごみ分別のルールを守ります。
- ごみは決められた日、場所以外には出しません。
- 進んで自宅の周りの清掃をします。
- 喫煙マナーを守り、吸殻のポイ捨てはしません。

事業者

- 過剰包装はしません。過剰包装品は扱いません。
- 安易にトレイやパックを使いません。
- ばら売り、量り売りを増やします。
- パック詰め商品を減らし、リターナブル容器詰め製品を増やします。
- 資源ごみは店頭で回収します。
- 修理して長く使えるものを提供するよう努めます。
- 工場・事業所から出るごみの減量、分別、再資源化を図ります。
- 廃棄物再利用の研究・開発を図ります。
- ごみになった時に再資源化や廃棄処分しやすい製品・商品を開発、販売します。
- 廃棄物の不法投棄はしません。
- 不要になった自社製品の回収・再利用を図ります。
- 町や地域住民の環境美化活動に積極的に協力します。

(注1) リターナブル容器：回収して再使用される容器。ビールびん、一升びんなど。

(注2) コンポスト：生ごみを短い時間で発酵させ有機質肥料としたもの。生ごみを減量化し、養分を大地に戻すことができます。

c) エネルギー

(a) 環境目標

みんなでエネルギーを有効に利用するまち

現在、私たちが利用しているエネルギーは原料の大半を化石燃料に頼っており、資源同様、限りあるもの、次の世代に引き継ぐべきものです。

私たちはエネルギー使用効率の向上や省エネルギーに努め、環境にやさしいエネルギーを活用し、みんなでエネルギーを大切に使うまちを目指します。

(b) 町の基本施策

基本施策	施策の内容
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備・機器の更新にあたっては高効率設備機器の導入に努めます。 ● 町民・事業者へ高効率設備機器の利用促進を図るとともに、省エネルギー・節電意識の普及啓発などを行います。
再生可能エネルギー ^(注) の活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 町は率先して再生可能エネルギー^(注)の活用に努め、町民・事業者の利用促進を図ります。 ● 個人住宅等の太陽光発電システムの導入支援を継続して行います。 ● 太陽光パネルを可能な限り公共施設に導入します。 ● 再生可能エネルギーに関する調査研究、情報提供などを行います。

(注) 再生可能エネルギー：エネルギー源として永続的に利用できると認められるもの。太陽光、

風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなど

(c) 町民・事業者の環境配慮指針

町 民

- 暖房用燃料を効率的に使います。
- 建物や部屋の断熱対策を講じます。
- 冷暖房の設定温度を見直します。
- 冷暖房や照明はこまめに切ります。
- 家電製品を購入する際は高効率で省エネルギーのものを選びます。
- 家電製品は使わない時はコンセントを抜いて待機電力を節約します。
- 冷蔵庫にもものを詰めすぎないように努めます。
- 太陽光などの再生可能エネルギーの活用を図ります。

事業者

- 製造工程の見直し・改善による省エネルギーを推進します。
- 燃料効率、エネルギー効率の良い設備・機械を使用します。
- 建物や部屋の断熱対策を講じます。
- 冷暖房の設定温度を見直します。
- 冷暖房や照明はこまめに切ります。
- 余熱や廃熱の有効活用を図ります。
- 太陽光などの再生可能エネルギーの活用を図ります。
- 燃料効率の良い製品、省エネルギー製品の開発、販売に努めます。

4) 参 加

(1) 望ましい環境像

みんなで環境を良くするまち

私たちの身の回りの環境には、今、大きな負荷がかかっている、このままでは社会の持続的な発展は望めなくなっています。私たちの日常生活や普通の事業活動が大きな原因であると言われていています。

私たち一人ひとりが、まず、身近なことでできることから行動を起こし、環境負荷の低減に参加することにより、少しでも環境を良くしていくことが大切です。

町、町民、事業者のみんなが環境保全に自主的に参加するまちが望まれます。

(2) 環境目標と環境施策

— 計画の効果をあげるために —

町民・事業者の計画推進への参加は計画の効果をあげるために欠かせない要素で

あるため、環境負荷低減への「参加」に環境目標を設定しました。

a) 環境負荷低減への参加

(a) 環境目標

みんなが環境保全に参加するまち

今日の環境問題は住民型・生活型と言われ、私たちの日常の生活様式が大きな原因となっています。法規制や行政のみの対応では十分な成果はあがらず、町民・事業者も一体となって環境負荷を低減する必要があります。

私たちは、みんなが環境負荷低減活動に参加するまち、環境ボランティアが活き活きと活動するまちを目指します。

(b) 町の基本施策

基本施策	施策の内容
ボランティアとの協働	● 環境ボランティアの団体や活動の状況を把握し、情報提供や活動の支援、行政との連携・協働を図ります。
環境マネジメントシステムの運用	● 行政活動による環境負荷低減のため、環境マネジメントシステム ^(注) を自主的に運用します。
行政活動の環境負荷の低減	● 環境マネジメントシステムを活用し、庁内で発生するごみの分別・減量、使用する資源・エネルギーの節約を率先して推進します。 ● 町施設の浄化槽の適正な維持管理や職員による公共施設周辺の清掃活動などを推進します。

(注) 平成 16 年度 ISO14001 認証取得し、平成 22 年度から自主的に運用

(c) 町民・事業者の環境配慮指針

町 民

- 環境問題に関心を持ち、正しい知識を身につけます。
- エコ製品を進んで利用します。
- 物を環境にやさしく使うための知識や情報を交換し合います。
- 地域の清掃活動や資源の集団回収に進んで参加します。
- これまでの知識や能力、意欲を生かし、ボランティア活動に参加します。
- 町やボランティア団体の環境イベントに誘い合って参加します。
- 子どもたちに良い環境を引き継げるよう自分でできることをします。

事業者

- 環境に優しい資材・製品・サービスの調達（グリーン購入）に努めます。
- 環境に優しい商品の開発・販売に努めます。
- 事業による環境負荷の低減のために環境マネジメントシステムの導入に努めま

す。

- 自社商品を環境に優しく使うための知識やリユース・リサイクル、原材料などの製品情報の表示を進めます。
- 事業者としてのボランティア活動を推進します。
- 地域住民に事業活動に関する環境情報を提供するように努めます。
- 従業員のボランティア活動を奨励・支援します。

5) 教育・啓発

— 全ての「望ましい環境像」の実現のために —

環境基本計画では環境に関する教育と意識の啓発は全ての環境目標を実現するための共通のベースであるため、特に、望ましい環境像は設定せずに独立のテーマとして掲げました。

(a) 町の基本施策

基本施策	施策の内容
環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none">● 町民に環境学習の機会や場を提供します。● 学校と連携し、児童、生徒に環境に関する体験学習の場の提供などを図ります。
教職員の啓発	<ul style="list-style-type: none">● 教職員を対象とした教育・研修に環境を取り入れます。
町民へのルール、マナーについての啓発強化	<ul style="list-style-type: none">● 周囲に迷惑をかけないルール、マナーについての啓発を強化します。● 学校で環境を守るルール、マナーについての教育を行います。
啓発イベント・事業の推進	<ul style="list-style-type: none">● ボランティアなどと連携し、環境フェア、環境講座、身近な環境調査など、町民参加型の教育・啓発イベントや事業を実施します。● 町の広報紙などを活用した環境意識の啓発を拡充します。
こどもエコクラブの支援	<ul style="list-style-type: none">● こどもエコクラブの活動の普及・拡大に協力し、こども達に自然愛護や資源・エネルギーを大切にする気持ちを育てます。

(b) 町民・事業者の環境配慮指針

町 民

- 生涯、学習することの重要性を認識し、環境にも関心を持ちます。
- 環境セミナーなどに進んで参加するようにします。

事業者

- 従業員の環境教育・啓発に努めます。
- 従業員の環境学習を奨励・支援します。
- 環境保全・創造の知識・技術、環境に優しい心を持った人材の育成に努めます。
- 学校の環境学習の講師、環境セミナーの講師などに環境知識・技術に優れた人材を提供します。
- 環境教育の場、体験学習・現場見学の場を提供します。